

令和8年度東御市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

東御市の気候は、内陸性気候で、年平均気温11～13℃、年間降水量が700～1,000mmと少雨であり、四季を通じて日照時間が長いといった特徴があり、また、市のほぼ中央を千曲川が東西に流れ、千曲川北側では標高差が1,500mにも及ぶ南面傾斜の扇状地が広がり、南側では標高600m～850mの二つの台地、千曲川及びその支流である鹿曲川に沿った河岸段丘に大別される変化に富んだ地勢であるため、それぞれの地域の特性を活かした農業が行われています。

東御市東部地域は、市のほぼ中央を東西に流れる千曲川の北側に位置し、稲作については、1戸あたりの経営規模が零細で、傾斜地であるために小区画の圃場が多く、生産条件が不利な中で、農家の努力と工夫により生産が続けられ、米を作付けない水田について、野菜、果樹、花き等の園芸作物を中心として、地域の気候・立地条件を活かした産地化が図られていますが、近年の農業従事者の高齢化、就農者の減少及び農業所得の減少等による労働力不足が進み、調整水田等の作物によらない生産調整の割合が増加しており、生産の縮小傾向の進展、遊休荒廃地の増加等の水田農業振興上の大きな課題となっています。

東御市北御牧地域は、千曲川の南側に位置しており、用水やため池の開発により稲作を中心に農業が発展してきており、強粘土質の土壌や気候条件にも恵まれ、現在は、県内でも有数の良質米産地となっています。米を作付けない水田については、野菜、花き等の園芸作物や麦、大豆、ソバを中心に「適地適作」を考慮しながら水稻以外の作付の拡大を推進していますが、水田が集中する台地部は強粘土質土壌で水捌けが悪く、水稻以外の作物の栽培には不適であるという状況から、水田で栽培できる作物が限られてしまう状況です。

東御市全体では、農業者の高齢化、農業所得の減少等による担い手不足や、市内耕作地の大部分が中山間地であり土地利用集積が困難な地域が多いこと等により、作物の集団的導入に支障があり、調整水田や自己保全管理などの作物を作付しない形態での米の生産調整の実施面積が増加しているため、水田の機能維持、農村環境保全及び農業所得の向上の面からも、作物の作付による水田農業経営の推進が課題となっています。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

米の適正生産目安値達成に向けて、産地推進品目であるブロッコリー、アスパラガス、キュウリ、スイートコーン等の適地適作を引き続き推進していくとともに、生産・流通コストの低減を検討します。また、海外でもニーズが増えている長野県米について、新市場開拓用米として取組みを推進し、経営安定と主食用米の適正生産を図ります。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

長野県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、高収益作物の導入・定着等を図る取組みを支援します。また、畑地化の推進にあたり、事業の周知や地区との調整など、関係機関と連携し計画の実現にむけた取組を検討します。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

水持ちのよい強粘土質の土壌等により良質米産地が形成されている産地を中心に、地域ブランド米の確立等の特色ある米への取組みを推進します。また、直売のほか多様な販路の

拡大、学校給食への供給と地場消費の拡大を目指します。

(2) 備蓄米

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

輸入飼料の高騰に苦しむ畜産農家に対し、安定的に国産の飼料を供給するため、特別な栽培技術が必要なく比較的取り組みやすい品目であるため、米の生産調整のための誘導品目の一つとして、複数年契約と生産拡大の取り組みを推進します。

また、①温湯消毒、②微生物農薬（タフロック又はエコーフ）による種子消毒、③土壌診断を活用した高度施肥管理、④堆肥（市内の畜産農家が生産するもの）の利用、⑤疎植栽培（株間 22cm 以上、10a 当たり苗箱 16～18 枚）を取り入れ、生産性の向上を図り、生産の拡大を図っていきます。

イ 米粉用米

米の生産調整のための誘導品目の一つとして、取り組み向上を目指します。

ウ 新市場開拓用米

国内の主食用米の需要ギャップを補い、目安値に沿った適正生産を実現するため、当地域の意欲ある事業者によって取組まれている新市場開拓用米について、取組農家を増やすなど、さらなる生産拡大を図るとともに生産性・品質向上を図ります。

エ WCS 用稲

WCS 用稲については、現在、自給農家が取り組んでいますが、全体的に取組が少ないことが課題であり、米の生産調整のための誘導品目の一つとして、取り組み向上を目指します。また、①温湯消毒、②微生物農薬（タフロック又はエコーフ）による種子消毒、③土壌診断を活用した高度施肥管理、④堆肥（市内の畜産農家が生産するもの）の利用を取り入れ、生産性の向上を図り、生産の拡大を図ります。

オ 加工用米

当市（特に北御牧地域）の水田が集中する台地部は強粘土質土壌で水捌けが悪く、水田での水稻以外の作物の栽培には不向きな水田が多いことから、JAとの連携のもと、生産の拡大を目指します。また、①温湯消毒、②微生物農薬（タフロック又はエコーフ）による種子消毒、③土壌診断を活用した高度施肥管理、④堆肥（市内の畜産農家が生産するもの）の利用、⑤疎植栽培（株間 22cm 以上、10a 当たり苗箱 16～18 枚）を取り入れ、生産性の向上を図り、生産の拡大を図ります。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦は、品質分析、品質評価に基づいた栽培技術体系の改善を目指します。また、特定の実需者（製粉会社等）との品質取引の推進を図ります。また、認定農業者が一定規模以上の作付をした際に支援をし、麦の生産の拡大を図っていきます。

大豆は、ナカセンナリを中心に作付け規模の拡大と品質の確保を図り、市内農産物加工施設の需要に対応した生産量が確保できるよう推進します。特に北御牧地域については、大豆加工品として優良な特産品の製造団体も存在するため、特産品の安定供給を目指します。また、大規模農家にとっては、市外業者等の販路が確立しているためさらなる作付拡大を目指します。また、大豆を市内の農産物加工施設等へ出荷・販売したり、

認定農業者が一定規模以上の作付をした際に支援をし、大豆の生産の拡大を図ります。
飼料作物については、自給農家が主であり大幅な面積の増加は見込めないため、現状面積の維持を目指します。
あわせて、中山間地の生産効率向上のため二毛作を推進します。

(5) そば、なたね

地域内の加工業者、加工組合等と連携した地域内加工・消費の拡大を目指します。また、認定農業者が一定規模以上の作付をした際に支援をし、そばの生産の拡大を図っていきます。

(6) 地力増進作物

(7) 高収益作物

当該地域においては、日照時間が長いなどの気候を活かした、野菜の栽培が盛んであり、特にブロッコリー、アスパラガス、キュウリ、スイートコーンについては、需要も高いことから今後も水田を有効に活用するために産地交付金を活用しつつ、ブロッコリー、アスパラガス、キュウリ、スイートコーン等を地域振興作物として、生産の拡大を目指します。あわせて、中山間地の生産効率向上のため二毛作を推進します。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

7 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	705.3		704.3		704.3	0
備蓄米	0		0		0	0
飼料用米	0		0		0	0
米粉用米	0		0		0	0
新市場開拓用米	25.3		25.3		25.3	0
WCS用稲	1.1		1.1		1.1	0
加工用米	10.9		11.2		11.2	0
麦	6.5		6.5		6.5	0
大豆	5.9	3.9	6	5.5	6	5.5
飼料作物	3.1		3.2		3.2	0
・子実用とうもろこし	0		0		0	0
そば	1.1		1.1		1.1	0
なたね	0		0		0	0
地力増進作物	0		0		0	0
高収益作物	18.9		18.3		18.3	0
・野菜	16.8		16.2		16.2	0
・花き・花木	1.7		1.7		1.7	0
・果樹	0.4		0.4		0.4	0
・その他の高収益作物	0		0		0	0
その他	0		0		0	0
	0		0		0	0
畑地化	0		0		0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	飼料用米・加工用米 （基幹作物として生産されるものに限る）	生産性・品質向上等に対する助成	実施面積（ha）	（R7年度）10.9ha	（R8年度）23.5ha
2	WCS用稲 （基幹作物として生産されるものに限る）	生産性・品質向上等に対する助成	実施面積（ha）	（R7年度）1.1ha	（R8年度）4.8ha
3	麦、大豆、そば （基幹作物として生産されるものに限る）	担い手に対する助成	実施面積（ha）及び 認定農業者平均水田面積（ha）	（R7年度）8.5ha 〈R7年度〉11.5ha	（R8年度）22ha （R8年度）13ha
4	ブロッコリー、アスパラガス、キュウリ、スイートコーン（基幹作物として生産されるものに限る）	地域振興作物に対する助成	実施面積（ha）	（R7年度）8.8ha	（R8年度）13.0ha
5	野菜類、花き類、果樹（果樹は新植に限る） （基幹作物として生産されるものに限る）（ブロッコリー、アスパラガス、キュウリ、スイートコーンを除く）	野菜、花き、果樹に対する助成	実施面積（ha）	（R7年度）4.2ha	（R8年度）10.5ha
6	大豆 （基幹作物として生産されるものに限る）	地産地消推進品目に対する助成	実施面積（ha）	（R7年度）2.7ha	（R8年度）7.0ha
7	戦略作物、東御市作物リストにある作物及びそば（主食用米及び戦略作物の後作）	二毛作に対する助成	実施面積（ha）及び 対象面積割合（％）	（R7年度）4.7ha 〈R7年度〉76.3％	（R8年度）12ha （R8年度）80.0％
8	新市場開拓用米（基幹）	新市場開拓米の生産性・品質向上等に対する助成	実施面積（ha）	（R7年度）25.3ha	（R8年度）48.9ha
9	新市場開拓米（基幹・複数年契約）	新市場開拓米の複数年契約（地域の取り組みに応じた配分）	支払い対象面積（ha）	（R7年度）0ha	（R8年度）14.0ha
10	そば（基幹）	そば（地域の取り組みに応じた配分）	支払い対象面積（ha）	（R7年度）0.6ha	（R8年度）6.0ha
11	新市場開拓用米（基幹）	新市場開拓米（地域の取り組みに応じた配分）	支払い対象面積（ha）	（R7年度）0ha	（R8年度）10.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:長野県

協議会名:東御市再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	生産性・品質向上等に対する助成	1	14,500	飼料用米・加工用米 (基幹作物として生産されるものに限る)	下記①～⑤から1つ以上を行うこと。 ①温湯消毒、②微生物農薬(タプロック又はエコホープ)による種子消毒、③土壌診断を活用した高度施肥管理、④堆肥(市内の畜産農家が生産するもの)の利用、⑤疎植栽培(株間22cm以上、10a当たり苗箱16～18枚)
2	生産性・品質向上等に対する助成	1	11,000	WCS用稲 (基幹作物として生産されるものに限る)	下記①～④から1つ以上を行うこと。また、①②については、当該取組を行った苗を購入した場合も含む。 ①温湯消毒、②微生物農薬(タプロック又はエコホープ)による種子消毒、③土壌診断を活用した高度施肥管理、④堆肥(市内の畜産農家が生産するもの)の利用
3	担い手に対する助成	1	11,000	麦、大豆、そば (基幹作物として生産されるものに限る)	水田において50a以上作付けした対象作物があること。
4	地域振興作物に対する助成	1	16,000	ブロッコリー、アスパラガス、キュウリ、スイートコーン(基幹作物として生産されるものに限る)	実需者等に出荷・販売することを目的として生産された交付対象作物であること。
5	野菜、花き、果樹に対する助成	1	10,000	野菜類、花き類、果樹(果樹は新植に限る) (基幹作物として生産されるものに限る)(ブロッコリー、アスパラガス、キュウリ、スイートコーンを除く)	実需者等に出荷・販売することを目的として生産された野菜類、果樹、花き類であること。
6	地産地消推進品目に対する助成	1	7,500	大豆 (基幹作物として生産されるものに限る)	実需者等に出荷・販売することを目的として生産されたものであること。
7	二毛作に対する助成(二毛作)	2	10,000	戦略作物、東御市作物リストにある作物及びそば(主食用米及び戦略作物の後作)	実需者等に出荷・販売することを目的として生産される戦略戦略作物および東御市作物リストにある作物であり、同じ場所の交付対象農地に、異なった種類の作物及び時期に作付けした作物であること。
8	新市場開拓米の生産性・品質向上等に対する助成	1	4,500	新市場開拓用米(基幹)	経営所得安定対策等実施要綱別紙13の3の(2)の地域の取組に応じた配分額の算定手順のうち新市場開拓用米の取組に係る手続きを行っており、生産性向上のための課題に対する取組として、別紙の取組のうち1つ以上に取り組みすること。
9	新市場開拓米の複数年契約 (地域の取り組みに応じた配分)	1	10,000	新市場開拓用米(基幹・複数年契約)	新市場開拓用米の作付けに当たって、別要件を全て満たしており当年度から3年以上の複数年契約の販売契約を締結していること。
10	そば(地域の取り組みに応じた配分)	1	20,000	そば(基幹)	経営所得安定対策等実施要綱別紙13の3の(2)の地域の取組に応じた配分額の算定手順のうちそばの取組に係る手続きが行われており、農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。
11	新市場開拓米(地域の取り組みに応じた配分)	1	20,000	新市場開拓用米(基幹)	経営所得安定対策等実施要綱別紙13の3の(2)の地域の取組に応じた配分額の算定手順のうち新市場開拓用米の取組に係る手続きが行われていること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。